（案）

第５次地域管理経営計画書
第５次国有林野施業実施計画書

（福岡森林計画区）

（第１次変更計画）

計画期間

自　平成２７年４月　１日

至　平成３２年３月３１日

（平成２９年３月変更）

九州森林管理局

（案）

第５次地域管理経営計画書

（福岡森林計画区）

（第１次変更計画）

計画期間 ［自　平成２７年４月　１日
至　平成３２年３月３１日］

（平成２９年３月変更）

九州森林管理局

地域管理経営計画の変更について

［変更理由］

健全な森林の造成、地球温暖化防止、多様な森林の造成等の観点から、森林整備のための効率的な路網整備を促進し、効率的な作業システムを構築するため、林道の開設計画を変更することとし、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第8項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成２９年４月１日より生じる。

１．現行計画（平成２７年３月策定、計画期間：平成２７年４月１日～平成３２年３月３１日）の変更内容

（１）「１　国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（４）主要事業の実施に関する事項」の「④林道の開設及び改良の総量」を上記理由により変更する。

目　　次

1　国有林野の管理経営に関する基本的な事項　……　1

（４）主要事業の実施に関する事項　……　1

④　林道の開設及び改良の総量　……　1

1　国有林野の管理経営に関する基本的な事項

（４）主要事業の実施に関する事項

④　林道の開設及び改良の総量

区　　分	開　　設		改　　良	
	路線数	延長量（m）	箇所数	延長量（m）
本計画	11	8,200	11	10,010

（案）

第５次国有林野施業実施計画書

（福岡森林計画区）

（第１次変更計画）

計画期間

自　平成２７年４月　１日

至　平成３２年３月３１日

（平成２９年３月変更）

九　州　森　林　管　理　局

国有林野施業実施計画の変更について

［変更理由］

健全な森林の造成、地球温暖化防止、多様な森林の造成等の観点から、森林整備のための効率的な路網整備を促進し、効率的な作業システムを構築するため、林道の開設計画を変更することとし、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成２９年４月１日より生じる。

１．現行計画（平成２７年３月策定、計画期間：平成２７年４月１日～平成３２年３月３１日）の変更内容

（１）「３　林道の整備に関する事項」を上記理由により計画量増のため変更する。

目　　次

３　林道の整備に関する事項　　・・・

3　林道の整備に関する事項

基　幹 ・ その他別	開　設 ・ 改良別	路　線　名	箇　所 （林　班）	延　長 （ｍ）	備　考
基　幹	開　設	椎原林道	79	600	
		三瀬林道	77	600	
		宇美林道	13	1,000	
		倉谷林道	102	2,000	
		猪野林道	40	600	
		板屋林道	97、98	500	
		宝満林道	10	400	
その他		西山林道	6	1,000	
		髙祖城林道	59	500	
		梶原林道	122	300	
		宇美12林道	12	700	
基　幹	改　良	宇美林道	13	1,000	舗装
		猪野林道	37、38	1,000	舗装
		倉谷林道	99	1,000	舗装
		板屋林道	96、97	1,000	舗装
		亀ノ尾林道	95	1,000	舗装
その他		郷の原林道	25	1,000	舗装
		宇美林道河原谷支線	11	1,000	舗装
		猪野林道38支線	38	1,000	舗装
		大蔵林道	71	10	永久橋架
		椎原林道	86	1,000	舗装
		宇美林道12支線	12	1,000	舗装外
計	開　設			8,200	11路線
	改　良			10,010	11箇所